

# 第13次東京労働局労働災害防止計画 ~ Safe Work TOKYO ~

## 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、  
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

- 基本目標**
- 死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
  - 死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

（上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定）

- 小目標**
- ・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
  - ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
  - ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
  - ・第三次産業  
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
  - ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
  - ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
  - ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- 基本的考え方**
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策  
⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
  - 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大  
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
  - 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進  
⇒ “Safe Work TOKYO” を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。